



森の息吹

第4号



本誌「森の息吹」は、岐阜県森林公社と木曽三川水源造成公社（以下、「両公社」）が実施している分収造林の事業内容や両公社の経営状況、造林地の現況等について、分収造林契約者の皆様にお知らせするために発行しています。

岐阜県森林公社及び木曽三川水源造成公社は、設立から50年近い年月が経過しました。この間、手入れをし続けてきた木々は少しづつ生長し、その大きさに合わせ社会へ還元されています。

直径14cm程度になると杭丸太として活用でき、20cm位でなんとか建築用の柱材が取れるようになります。さらに太くなると、梁や桁材、そして様々な板材としても生まれ変わります。

皆様の身近なところにも、公社造林地から巣立った木々が生活の一部となっていることもきっとあるでしょう。

岐阜県では、H23年に中津川市で大型合板工場が稼働し始め、木材が合板として生まれ変わる道が開かれました。また、H26年には瑞穂市でバイオマス発電所が稼働し始め、幹以外の枝葉まで活用できる道が開かれました。木材を丸ごと活用することを、カスケード利用といいます。まさしく、その道が県内に整ったのがH26年度でありました。

今後は、皆様のごく身近な電気、しかも再生可能なエネルギーとして、その存在を感じていただけるようになったのです。

まだ、買取価格と搬出コスト等とのバランスから、全ての木材を世に送り出せる状況ではなく、手放して喜べる状況ではありませんが、下刈・雪起し・除伐・枝打・間伐と手をかけ育ててきた木々にとって様々な販路が開かれたことをまず、皆様にご報告申し上げます。

需要と供給のバランスで成立する市場原理のつた木材価格は、それまで育てるためにかけた経費が考慮されることはありません。また、伐った後の更新コストも考慮されることはありません。一般に言われるように、林業を取巻く経営状況は厳しさを増すばかりです。しかし一方で、身近な森林を健全に保つことが環境保護に貢献すること、またそれは、私たちの世代はもちろん次世代のためにも大切なことだという認識も高まりを見せていることも確かだと感じます。

H27年には、揖斐川町で「第39回全国育樹祭」が開催されます。S32年に昭和天皇・皇后がお手植えになった木々のもとへ、孫にあたる皇太子同妃殿下がお越しになることとなります。S51年には、今上天皇も同地を訪れて、手入れの様子をご視察されました。親から子へ、子から孫へと森林を守り育てることの大切さを改めて感じる機会になることと思います。

公社と致しましては、そんな次世代へつなぐ適切な森林管理を大切にしながら、経営とのバランスを図るため、本格的な木材生産体制の整備に力を入れてゆく所存です。今後とも皆様のご理解をいただきますようお願い致します。

下記の変更がございましたら、ご連絡いただきますようお願い致します。

◎ご自宅の住所変更

◎分収造林契約地の相続や贈与、売買などによる名義の変更

※この「森の息吹」は契約者のご親族宛てに送付している場合があります。

【編集・発行】

公益社団法人岐阜県森林公社

【URL】<http://www.gifu-shinrin.or.jp/>

✉info@gifu-shinrin.or.jp

公益社団法人木曽三川水源造成公社

【URL】<http://www.kiso3sen.org/>

✉desk@kiso3sen.org

〒501-3756 岐阜県美濃市生櫛1612-2 岐阜県中濃総合庁舎内

☎0575-33-4011(代) FAX0575-46-8409

木材生産事業の取組みについて

現在、林業の現場では木を育てる時期から、木材として利用する時期へ突入しました。両公社の造林地でも、木材生産が実施可能な40年生以上の森林が7,200ha余になります。両公社ではこれらの森林を中心に木材生産を実施し、森林の持つ公益的機能の発揮と経営とのバランスを図るため、本格的な木材生産体制の整備を進めていきます。

<本格的な木材生産販売にむけて>

◇選木の工夫

選木とは間伐時に、伐る木・残す木を決める作業です。今までの木を育てる段階で行う間伐では、曲がった木や成長の悪い木を伐採することで、ある程度均質な山にしてきました。これからの木材を利用する段階の間伐では、市場価格からみて有利な太さの木を伐って販売単価を高める工夫もします。

例えば、均質に見える山の木にも太さのばらつきはあるので、どちらを伐るか迷うような位置関係にある場合には、細い木・太い木という基準ではなく、柱取りに適寸となる太さの木（単価の高い木）を選木する工夫をしています。

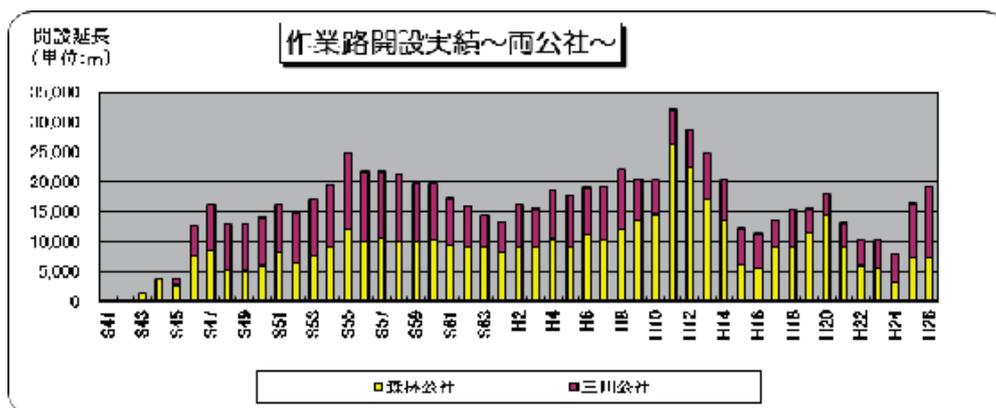


◇路網整備の工夫

両公社の造林地は、一般に山の奥地にあり、現場へ行くまではまさに「山あり谷あり」です。造林地に行くためのアクセス道は木を育てるための生命線で、両公社はこれを、今までに延べ760km以上開設してきました。

現在は、伐採した木を搬出するための道づくりに力を入れています。「出来るだけ地形に逆らわず」を心がけ、安価で壊れにくい道を目指しています。

また最近では、公社の造林地だけでなく地域全体の森林整備に使用できる路網の開設を地域の林業事業体と協働で開設したりするケースもあります。そんな時は、事業体とルールを作り、開設費を負担し合うなどの工夫で経営とのバランスに配慮しています。



◇木材販売の工夫

木材の安定供給は、林業全般の共通課題と言われています。理想としては、資源状況を把握し、搬出する方法に合わせてインフラも整備し、いつでもどこへでも木材を出せる状況をつくること。そして、循環する伐採計画から安定供給を武器に、より高値の売買が見込める販売先を確保していくことです。しかし、林齢（木の大きさ）的にもインフラの整備状況からしても、公社造林地の現況は、まだまだ道半ばです。

それでも、今できることとして、市場価格調査や、地域の需要をよく知る事業体等と情報交換を行い、高値で取引される情報があれば柔軟に対応するなどの工夫をし始めました。

これからも、できる工夫を一つ一つ見つけ、理想に近づけるよう一歩ずつ前に進んでいきます。

慣行共有林の所有でお困りの方へ ～次世代へつなぐため今できること～

慣行共有林（古くからその地域に属する人が利用できる山林として所有してきた山林）をお持ちで、次のようなことで困ったことはないでしょうか。

<地元に残っている方>

- 個人の自由にならない山林なのに、世代が変わった時の相続手続き・費用ともに負担が大変だ。
- 地元を離れた人の連絡先が分からず最近では誰と共有しているか分からない。
- 処分しようと思ったが、所有者全員の足並みをそろえるのが大変だ。

<地元を離れた方>

- 共有林を持っている（相続した）が、どこの山なのか分からない。
- 誰と共有しているのか分からない。持ち分も定かでない。
- 処分しようと思ったが、どうやら自分の自由にできないらしい。
- 次の世代に相続する必要性を感じない。さてどうしたものか・・・

このような状況は、年月の経過とともに今後ますますやっかいな状況になるばかりです。「認可地縁団体」を設立して、その解決を試みてはいかがでしょうか。

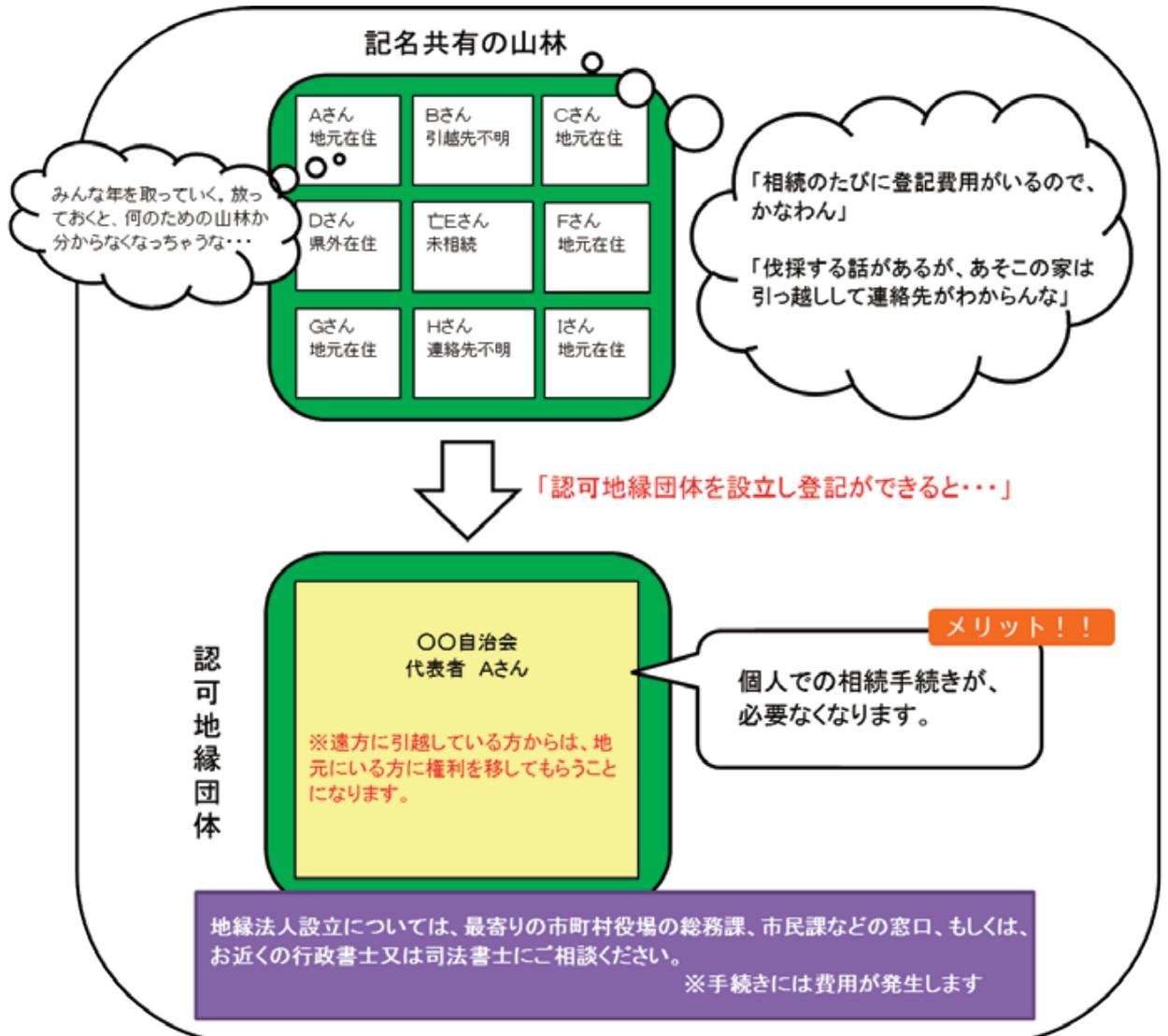
◇認可地縁団体とは

以前は、法人格を持たない団体（町内会や自治会など）が保有する財産は、その団体名義では不動産登記ができませんでした。そのため、代表者の個人名義や役員の名義（時に構成員全員）で登記が行われ、その後の名義変更や相続などの際に問題が生じました。

その後、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、自治会のように、「その区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」で「その区域内に住所を有する者誰でも構成員になれる団体」については、一定の手続きを行い、市町村長から法人格の認定を受けることで、その財産を自治会名義で不動産登記ができるようになりました。

このような一定の手続きにより法人格を取得した団体を『認可地縁団体』といいます。

◇認可地縁団体設立のメリット



< 100年契約への変更がお済でない皆様へ > ～契約期間延長のおねがい～

それぞれの公社と皆様方と60年で結んでおります分収造林契約の主伐時期が迫っています。しかし、S55年をピークに木材価格が長期にわたり低迷している現状では、十分な収益が期待できない状況にあります。

また、「森林の持つ公益的機能」を維持し続けるためには、大面積で一斉にすべての樹木を伐採したり、伐採跡地の放置を避けるための森林施業を実施していく必要があります。

そこで両公社では、分収造林契約の期間を100年に延長して、その間に間伐を繰り返し実施して収益を上げ、尚かつ森林を裸地化させないための「長伐期施業」への転換をお願いしています。

公社職員が森林組合の協力を得ながら、それぞれの契約者の皆様に順次お尋ねし、100年契約変更について説明させていただいております。

100年契約の趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

Q. 長伐期にするとどうなりますか？

○積極的に間伐を行うことにより、主伐時には幹が太くなり収穫量の増大が期待できます。

○一斉に全ての木を伐採すると森林の機能低下や生態系を乱すことにつながりますが、長期にわたり山に木がある状態を維持するため、「森林の持つ公益的機能」を持続的に発揮することが出来ます。

○公社の管理により境界の保全に努め、皆様の大切な財産を守ります。

< 所有者の皆様へのお願い >

将来、分収金をお支払いするために大切な手続きです。

必ず

相続や贈与、売買などによって名義が変更になったときや、引っ越し等で住所が変更となったときは、次の届けを公社へ提出してください。

①譲渡届 ②変更届 ③継承届 ④住所変更届など

届出書は、表紙記載のHP（ホームページ）でも掲載しております。

～ご不明な点は、お気軽に公社までお問い合わせください～

編集後記

私共が目標とする森林の姿は「針広混交林」です。さて針広混交林とはいったいどんな林なのでしょう？

針広混交林とは針葉樹と広葉樹が入り混じった林です。ではなぜ目標とする姿になったのでしょうか？「針葉樹だけでもいいじゃないか・・・」そんな気もします。通常、主伐の時期には植栽木をすべて伐採します。すると山は裸山になってしまい、改めて植林を実施しなければなりませんし、植林した樹木が成長して地面を支えるまでには長い時間がかかり、災害のリスクも高くなります。

ですが、広葉樹を残すことができれば、改めて植栽する手間や費用を軽減することができ、植林した樹木が成長し地面を支えるまでの間、広葉樹が地面を支え続けるため、災害のリスクも軽減できます。

今、青々とした森林が当たり前になっていますが、これらは先人たちの汗の結晶です。私達はそれを引き継いだ者として、その「当たり前」を次の世代へ引き継いでいくため、また所有者の皆様「次の世代に引き継ぎたい」と思っていただけのように、精一杯頑張りたいと思います。

（編集：塩田、橋本）